

個別目標評価シート

(まちづくり編)

基本目標		まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち
個別目標	1	歴史と自然を継承した美しいまち

めざすまちの姿・状態

まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちの実現をめざします。

主な課題

- ・ 景観をそれぞれの地域が有する資源と捉え、地域特性に応じた良好な景観を守り、育て、次世代に受け継いでいくことが求められています。
- ・ 経済効率のみを重視した建築行為等によって個性的なまちなみが損なわれる事例が増加しています。

行政の主な役割

- 良好な景観づくりの情報提供
- 良好な景観づくり施策の展開

基本的考え方

- ・ 地域特性に応じたきめ細やかな単位での景観誘導や多様な主体との連携により、景観まちづくりを進めていきます。

主な取組み

- ・ 東京都と協議を行い、景観法に基づく景観行政団体となりました。
- ・ また、区民会議や、景観まちづくり審議会を活用し、パブリック・コメント等の手続きを経て、区民や専門家の意見を踏まえて、景観法に基づく景観計画を策定しました。さらに、景観事前協議を行い、良好な景観形成を推進しました。
- ・ 地域の景観特性に基づく区分地区の指定を行いました。

成果指標

指標名	指標の定義	基準	目標
		19年度	29年度
1 地域の景観特性に基づく区分地区策定面積	地域の景観特性に基づく区分地区の策定面積	0ha	200ha (区の面積の約1割)
2 景観に対する区民意識	まちなみや景観が良いと感じる区民の割合	28.1%	

達成状況

		単位	20年度 (現状)	21年度 (目標)	22年度 (目標)	23年度 (目標)	20～23年度	備考
指標1	目標値1	ha	40	10	10	10	70	平成23年度に70ha
	実績1		193				193	
	= /		482.5				275.0	
指標2	目標値1	%	28.1	40.4				新宿区区政モニターアンケートによる。
	実績1		40.4					
	= /		143.8					

評価

視点	評価区分	評価の理由
サービスの負担と担い手	適切である 改善が必要である	地域の景観特性に基づく区分地区指定は、区が景観法や景観まちづくり条例に基づき定めるものであり、区民の生活に資するまちなみや景観を形成することに、区が積極的に関与することは適切です。
適切な目標設定	適切である 改善が必要である	区分地区策定面積や、景観に対する区民意識を目標とすることは、現在のまちなみや景観を維持し、受け継いでいくという景観行政を推進する上でも適切であると評価します。
効果的・効率的な視点	効果的・効率的である 改善が必要である	区分地区指定等を含む景観計画の策定に関わる作業は、地域住民、事業者の意向を踏まえ、かつ東京都や周辺区と連携しながら効率的に進められており、費用は効率的に使用されています。
目的(目標水準)の達成度	達成度が高い 達成度が低い	地域の景観特性に基づく区分地区の指定については、計画の目標値を上方修正しており、また景観に対する区民意識も高まっていることから、目的の達成度は高いといえます。
総合評価	計画以上に進んでいる 計画どおりに進んでいる 計画どおりに進んでいない	地域の景観特性に基づく区分地区については、計画以上の指定をすることができました。また景観に対する区民意識も高まっています。これらのことから、良好な景観の形成に対する成果は得られていると評価します。

進捗状況・今後の取組み方針

20年度状況	状況認識(課題)	総合計画との整合性を図りながら、景観計画素案を取りまとめました。景観行政団体となって、この素案を法定の計画としていくためには、パブリックコメント制度などで住民の意見を聞くほか、周辺区との整合性も図りながら、きめ細かく策定していく必要があります。				
	改革方針	総合計画との整合性を図りつつ、特に地形や土地利用の歴史を十分に踏まえ、今後の景観まちづくりを効果的に誘導していくための景観計画を策定していきます。そのためにも平成20年度中に景観行政団体となるよう取り組んでいきます。				
21年度評価	20年度実績	総合計画との整合性を図り、パブリックコメント制度などで住民の意見を聞き、東京都や周辺区との整合性も図りながら、景観まちづくり計画を計画予定よりも早く策定しました。				
	課題	現在の景観やまちなみを維持し、よりよいものとしていくために、景観計画の円滑な運用を実施する必要があります。特に、区独自の施策である景観事前協議については、景観法に基づく諸制度を整合性を取りながら、必要な見直しを行い、実施する必要があります。				
	改革方針	方向性	現状のまま継続 事業統合	手段改善 休廃止	事業縮小 その他(制度改正等)	事業拡大
		内容	景観計画の円滑な運用を実施します。特に景観事前協議制度については、景観法による行為の届出制度と併せて効果的な運用を実施するとともに、協議の効率化と、きめ細かな景観誘導を行うことができるよう、提出書類や協議方法などの運用について、必要な見直しを行います。また、地域の景観特性に基づく区分地区指定については、対象面積の拡大や地区の追加を図ります。			

個別目標を構成する計画事業

計画事業名	総合評価	方向性	頁
72 景観に配慮したまちづくりの推進	計画以上	継続	220

計画事業名	総合評価	方向性	頁